

養殖業者の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える養殖魚を生産しないよう、以下に気をつけてください。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 飼料を購入したり、譲り受ける場合には、国産飼料原料を使用したものもありますので、飼料販売業者に確認しましょう。
- 自ら飼料を生産する場合は、放射性セシウムの状況について、県にお問い合わせください。
〔 水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。これは、「水産物の種類毎の放射性物質の検査結果について」で検索できます。 〕
- 魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、生産状況の情報を適切に提供しましょう。

＜飼料の放射性セシウムの暫定許容値＞
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く）1キログラムあたり100ベクレル

このことに関するお問い合わせは
水産庁漁政部加工流通課、増殖推進部裁培養殖課
03-3502-8111（代表）